

## 自家用自動車の使用禁止処分

福岡運輸支局長は、道路運送法に違反した次の者について、自家用自動車の使用禁止を命じました。

処分年月日	違反者	処分内容	主な違反条項	違反行為の概要
令和8年3月31日	福岡県福岡市中央区の男性1名	40日	道路運送法第78条違反	自家用自動車を有償で 運送の用に供した。